

独立行政法人日本芸術文化振興会工事契約事務処理要綱

令和2年12月17日

改正 令和5年11月10日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 競争参加資格（第6条－第12条）
- 第3章 入札手続等（第13条－第40条）
- 第4章 情報公開（第41条－第44条）
- 第5章 中小建設業者の受注機会の確保等（第45条－第47条）
- 第6章 随意契約（第48条－第50条）
- 第7章 工事請負契約等関係（第51条－第63条）
- 第8章 代価の支払い（第64条－第69条）
- 第9章 適正な施工体制の確保等（第70条－第81条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本要綱は、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則（平成15年細則第22号）（以下「実施細則」という。）第5条第3項の規定に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）における建設工事及び土木建築に関する工事の設計並びに監理業務、測量、地質調査その他のコンサルティング業務（以下「設計・コンサルティング業務」という。）の契約に関する事務の取扱いに関し、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程（平成15年規程第25号）（以下「会計規程」という。）、実施細則、その他関連規程及びこれらに基づく他の定め（以下これらを総称して「会計規程等」という。）によるほか、必要な事項を定める。

（適用法令）

第2条 本要綱の運用においては、次に掲げる法令を適用するものとする。

- （1） 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）（平成12年法律第127号）及びこれに基づく政令
- （2） 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
- （3） 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）
- （4） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）並びに官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）及びこれらに基づく政令

（指針等への配慮）

第3条 本要綱の運用においては、次に掲げる指針等に配慮するものとする。

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日付け閣議決定）
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成13年3月9日付け閣議決定）
- (3) 公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（平成6年1月18日付け閣議了解）及び「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について（平成8年7月19日付け国施第27号文教施設部長通知）
- (4) 毎年度閣議決定される中小企業者に関する国等の契約の方針（工事の設計、積算及び施工に用いる基準等）

第4条 工事の設計・積算及び施工等については、この要綱で定めるもののほか、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において、中央省庁統一の基準として決定された官庁営繕関係統一基準、官庁営繕の技術基準（基準・要領・資料）、文部科学省特記基準等の該当する事項を準用するものとする。

（設計・コンサルティング業務における契約の一般的約定事項）

第5条 設計・コンサルティング業務における契約の一般的約定事項については、設計業務委託契約要項について（平成10年4月27日付け施指第166号文教施設部長通知）、測量調査等請負契約要項について（平成15年7月22日付け15文科施第164号文教施設部長通知）及び工事監理業務委託契約要項について（平成20年3月31日付け19文科施第513号文教施設企画部長通知）の該当する事項を準用するものとする。

## 第2章 競争参加資格

（一般競争参加者の資格）

第6条 会計規程第18条における一般競争参加者の資格については、一般競争参加者の資格（平成13年1月6日文科科学大臣決定）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「契約担当官等」、「部局の長」及び「文教施設企画部長」を「契約担当役（分任契約担当役及び代理役を含む。以下「契約担当役」という。）」と読み替えるものとする。

（建設工事及び設計コンサルティング業務に係る一般競争参加資格等の取扱い）

第7条 建設工事及び設計コンサルティング業務に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事及び設計コンサルティング業務に係る一般競争参加資格等の取扱いについて（令和5年3月28日付け4文科施第577号文教施設企画・防災部長通知）の規定を準用するものとする。

（一般競争（指名競争）参加資格を有する者として認める者）

第8条 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」による手続きにおいて建設工事の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた者は、振興会における建設工事に

係る一般競争（指名競争）参加資格を有する者として認めるものとする。

- 2 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」による手続きにおいて設計・コンサルティング業務の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた者は、振興会における設計・コンサルティング業務の一般競争（指名競争）参加資格を有する者として認めるものとする。

（共同企業体等の取扱い）

- 第9条 共同企業体等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて（平成14年11月15日付け14文科施第252号文教施設部長・会計課長通知）及び「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について（平成19年3月15日付け18施施企第63号契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「予算決算及び会計令」及び「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「会計規程等」と、「文教施設部長」、「支出負担行為担当官」及び「部局長」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

- 2 特定建設工事共同企業体の運用については、文部科学省所管の発注工事における特定建設工事共同企業体の運用について（平成18年6月13日付け18施施企第6号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）及び特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて（平成18年6月13日付け18施施企第7号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

（多様な入札及び契約の方法に対応した共同企業体の取扱い）

- 第10条 多様な入札及び契約の方法に対応した、複数の建設コンサルタント会社等及び複数の施工者を構成員とする共同企業体等、多様な共同企業体の結成における取扱いについては、多様な入札及び契約の方法に対応した共同企業体の取扱いについて（平成27年8月10日27文科施第248号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

（共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い）

- 第11条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて（平成14年2月19日付け13施施企第42号文教施設部施設企画課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

（共同設計方式の取扱い）

- 第12条 設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて（平成11年3月31日付け文施指第175号文教施設部長通知）及び共同業務実施方式による設計共同体の点数の算定について（平成27年10月9日付27文科施第345号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるもの

とする。

### 第3章 入札手続等

#### (一般競争入札方式の実施)

第13条 一般競争入札の実施については、一般競争入札方式の実施について（平成6年8月1日付け文施指第70号文教施設部長通知）及び一般競争入札方式の拡大について（平成18年1月24日付け17文科施第351号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「予算決算及び会計令」を「会計規程等」と、「支出負担行為担当官」及び「文部科学省大臣官房文教施設企画部長」を「契約担当役」、「450万SDR」を「1500万SDR」と読み替えるものとする。

#### (一般競争入札方式の手続)

第14条 一般競争入札方式の具体的な手続については、一般競争入札方式の手続について（平成7年5月22日付け7施指第27号文教施設部指導課監理室長通知）及び一般競争入札方式の拡大に伴う手続について（平成18年1月30日付け17施企第22号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「予算決算及び会計令第73条」を「会計規程第18条」と、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「入札執行官」を「入札執行者」と読み替えるものとする。

#### (設計・コンサルティング業務における一般競争入札)

第15条 設計・コンサルティング業務を一般競争入札に付する場合の手続については、前2条の規定を準用するものとする。

#### (一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」)

第16条 一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」の取扱いについては、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」について（平成28年3月10日付け27施企第38号文教施設企画部施設企画課契約情報室長事務取扱通知）の規定を準用できるものとする。

この場合において、これらの規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

#### (競争参加資格確認資料における同種工事の施工実績の取扱い)

第17条 一般競争入札方式の競争参加資格の確認において、同種工事の施工実績の取扱いについては、競争参加資格確認資料における同種工事の施工実績等の取扱いについて（平成15年1月20日付け文教施設部施設企画課監理室長事務連絡）の規定を準用するものとする。

#### (「建築一式」として資格を付与された者の取扱い)

第18条 「建築一式」として資格を付与された者の取扱いについては、「建築一式」として資格を付与された者の取扱いについて（昭和38年文施約第58号監理局長通知）の規定を準用

するものとする。

この場合において、同規定中「契約担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(入札執行回数)

第19条 入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について(平成9年3月31日付け9施指第16号文教施設部指導課監理室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「予算決算及び会計令第99条の2」を「会計規程第24条第1項第8号」と読み替えるものとする。

(入札保証金の取扱い)

第20条 競争入札により発注する工事における入札保証金の取扱いについては、入札保証金に関する試行について(平成21年6月5日付け21文科施第6107号文教施設企画部長通知)及び入札保証金に関する試行に係る取扱いについて(平成21年6月5日付け21施施企第10号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「会計規程等」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「歳入徴収官」を「出納命令役」と「競争加入者心得(入札保証金納付版)」を「競争参加者注意書」と読み替えるものとする。

(契約保証金の額)

第21条 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用対象工事における契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保証金について(平成13年12月27日付け13文科施第327号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第22条 競争入札に付する工事の工事費内訳書の提出を求める取扱いについては、入札金額の内訳書の提出及び取扱いについて(平成19年9月19日付け19施施企第16号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)、工事費内訳書の確認の取扱い徹底について(平成26年11月11日付け26施施企第29号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)及び建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて(平成27年1月7日付け26受施施企第28号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「契約担当官」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

2 入札参加者が紙による入札を行う場合の入札書及び工事費内訳書の提出期限等については、工事費内訳書の提出期限等について(平成17年8月26日付け17施施企第9号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「執行官」を「執行担当者」と、「契約担当官」及び「支出負

担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(工事希望型競争入札方式)

第23条 工事希望型競争入札方式を実施する場合は、工事希望型競争入札方式の実施について(平成18年1月24日付17文科施第352号文教施設企画部長通知)の規程を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(総合評価落札方式)

第24条 総合評価落札方式により入札を実施する場合の指針及び具体的な手続きについては、総合評価落札方式の実施について(平成17年4月12日付け17文科施第13号文教施設企画部長通知)及び総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて(平成18年1月24日付け17施企第20号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

- 2 簡易型総合評価落札方式の手続きについては、簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて(平成18年1月24日付け17施企第21号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。
- 3 実績評価型落札方式の手続きについては、実績評価型総合落札方式に伴う手続について(平成26年4月4日付け26施企第1号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。
- 4 施工体制確認型総合評価落札方式の手続きについては、施工体制確認型総合評価落札方式の試行について(平成26年7月10日付け26施企第12号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用する。
- 5 総合評価落札方式における性能等の評価方法については、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について(平成18年2月1日付け17施企第23号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

(入札時VE方式)

第25条 入札時バリュー・エンジニアリング方式(以下「入札時VE方式」という。)の手続きについては、一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について(平成10年3月31日付け文指第125号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(契約後VE方式)

第26条 契約後バリュー・エンジニアリング方式(以下「契約後VE方式」という。)の手続きについては、契約後VE方式の試行について(平成13年3月28日付け12文科施第102号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(入札時積算数量書活用方式)

第27条 入札時積算数量書活用方式の手続きについては、文部科学省直轄工事における入札時積算数量書活用方式の試行について（通知）（令和元年9月25日付元文科施第194号文教施設企画・防災部長通知）の規定を準用するものとする。

（見積活用方式）

第28条 見積活用方式の手続きについては、文部科学省直轄工事における見積活用方式の試行について（通知）（令和2年1月16日付元施企第26号文教施設企画・防災部長通知）の規定を準用するものとする。

（新たな入札方式への対応）

第29条 今後の政策及び施策の変化により契約担当役が必要と認めた場合は、新たな入札方式を導入又は採用できるものとする。

（競争参加資格等審査委員会の設置）

第30条 建設工事又は設計・コンサルティング業務を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無、指名競争に付そうとする場合における競争参加者の選定及び随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定について審議を行う競争参加資格等審査委員会の設置については別に定める。

（総合評価等審査委員会の設置）

第31条 総合評価落札方式における技術提案の評価方法、審査および評価を行う総合評価等審査委員会の設置については別に定める。

（PFI審査会の設置）

第32条 民間事業者と連携して行う事業（民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）に基づき実施する事業）の事業者選定に係る審議を行うPPP/PFI審査会の設置については別に定める。

（苦情処理の手続）

第33条 入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きについては、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成18年7月13日付け18文科施第185号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

2 指名停止等措置に係る不服申出への対応については、指名停止措置等に係る苦情処理手続要領について（平成18年7月13日付け18文科施第181号文教施設企画部長通知）及び設計・コンサルティング業務の請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の取扱いについて（平成18年7月13日付け18文科施第183号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

（談合情報等への対応）

第34条 入札談合に関する情報等への対応については、談合情報等への対応について（平成23年9月30日付け23文科施第376号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

2 入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うための公正入札調査委員会の設置については、別に定めるものとする。

（プロポーザル方式）

第35条 設計者を選定するための標準型プロポーザル方式の実施については、標準型プロポーザル方式の実施について（平成11年3月31日付け文施指第173号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「会計法」を「会計規程」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

2 設計者を選定するための公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施については、公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施について（平成11年3月31日付け文施指第174号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「会計法」を「会計規程」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

3 設計者を選定するための簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続きについては、簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の試行について（平成19年9月19日付け19文科施第220号文教施設企画部長通知）及び簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続きについて（平成19年9月19日付け19施企第19号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

4 建築物の新築、増築又は大規模な改修等に係る設計業務を発注する場合は、原則として、温室効果ガスの削減等に配慮した環境配慮型プロポーザル方式を実施するものとする。環境配慮型プロポーザル方式の手続きについては、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について（平成20年3月31日付け19文科施第508号文教施設企画部長通知）、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の手続きについて（平成20年3月31日付け19施企第36号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）及び設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の環境保全性能の設定等について（平成29年3月29日付け28施参事第51号文教施設企画部参事官通知）の規定を準用するものとする。

5 プロポーザル方式の具体的な手続きについては、プロポーザル方式の手続について（平成11年3月31日付け11施指第20号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。



この場合において、同規定中、「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(建設コンサルタント選定委員会の設置)

第36条 プロポーザル方式の手続きにおいて、技術的に最適なものを特定するための調査及び審議を行う建設コンサルタント選定委員会の設置については別に定める。

(設計・コンサルティング業務における総合評価落札方式)

第37条 公共工事に関する調査及び設計業務の受注者を選定するための総合評価落札方式の実施については、公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について(令和2年3月19日付け元文科施第404号文教施設企画・防災部長通知)及び設計・コンサルティング業務における総合評価落札方式の実施方針について(令和2年3月19日付け元文科施第420号文教施設企画・防災部長通知)の規定を準用するものとする。

(低入札価格調査等)

第38条 低入札価格調査については、文部科学省発注工事請負等契約規則第13条の基準の運用について(平成20年11月18日付け20文科施第351号文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。

2 低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査については、低入札価格調査対象工事における特別重点調査の試行について(平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。

(工事監理業務委託の基本方針等)

第39条 工事監理業務を委託する場合の基本的な考え方及び契約方法については、工事監理業務委託の基本方針について(平成18年9月1日付け18文科施第278号文教施設企画部長通知)及び工事監理業務の委託契約方法について(平成18年10月5日付け18施企第52号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

(エレベーター工事)

第40条 エレベーター工事に係る入札・契約手続きについては、エレベーター工事に係る入札・契約手続について(平成29年3月29日付け28施企第34号文教施設企画部施設企画課契約情報室長事務取扱通知)の規定を準用するものとする。

#### 第4章 情報公開

(発注の見通し)

第41条 発注見通し情報の公表に係る手続きについては、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について(平成13年4月6日付け13文科施第5号文教施設部長通知)及び設計・コンサルティング業務に係る発注の見通しに関する事項の公表について(令和2年3月27日付け元文科施第428号文教施設企画・防災部長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「文部科学省及び各部局」を「振興会及び文部科学省文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室ホームページ」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(競争参加資格及び基準)

第42条 競争参加資格及び基準等に関する事項の公表に係る手続きについては、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について（平成13年5月31日付け13文科施第63号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「文部科学省」を「振興会」と、「予算決算及び会計令」を「会計規程等」と読み替えるものとする。

（入札及び契約の内容）

第43条 工事における入札結果等の情報の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成19年9月19日付け19文科施第223号文教施設企画部長、会計課長通知）及び「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について」の運用について（平成22年6月22日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長事務連絡）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「文部科学省」及び「国」を「振興会」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「会計規程等」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

2 設計・コンサルティング業務における入札結果等の情報の公表については、設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成19年9月19日付け19文科施第224号文教施設企画部長、会計課長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「文部科学省」及び「国」を「振興会」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「会計規程等」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

（数量公開）

第44条 競争入札に付する工事において、数量書を入札参加者等に対し公開及び提供する場合の手続きについては、工事における数量公開について（平成19年9月19日付け19施企第13号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

## 第5章 中小建設業者の受注機会の確保等

（受注機会の確保対策）

第45条 中小建設業者の受注機会の確保については、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年7月1日付け文施指第96号文教施設部長通知）及び中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年3月31日付け11施指第14号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

（確保対策に関する手続き）

第46条 中小建設業者の受注機会の確保対策に関する手続きについては、中小・中堅建設業者

の受注機会の確保対策に関する手続の運用について（平成11年3月31日付け11施指第19号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

（官公需相談担当者の明確化）

第47条 官公需相談担当者の取扱いについては、官公需相談担当者の明確化について（昭和54年12月11日付け国会第90号大臣官房長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「官職指定」を「役職指定」と読み替えるものとする。

## 第6章 随意契約

（随意契約の基準額）

第48条 会計規程第24条第1項第4号の規定により、随意契約によることができる基準額は次に掲げる場合とする。

- （1） 振興会が発注する工事において、予定価格が250万円を超えないとき。
- （2） 振興会が発注する設計・コンサルティング業務において、予定価格が100万円を超えないとき。
- （3） 振興会が発注する保全業務等の役務契約において、予定価格が100万円を超えないとき。

（随意契約による場合の予定価格等）

第49条 実施細則第7条および第29条の規定により、書面による予定価格の作成又は見積書の徴取を省略する場合においても次に掲げる措置を講じ、契約事務の適正化を図るものとする。

- （1） 契約担当役は、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をしてあらかじめ書面による予定価格の積算を行わせ、その積算資料を当該契約に係る原議書に添付させるよう指示できるものとする。
- （2） 契約担当役は、見積書の徴取を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をして口頭照会による見積り合せ、又は市場価格調査等を行わせ、その結果を記載した資料を当該契約に係る原議書に添付させるよう指示できるものとする。

（随意契約のガイドライン）

第50条 工事請負契約における随意契約のガイドラインについては、工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（昭和59年11月27日付け文施監第67号文教施設部長通知）及び工事請負契約における随意契約のガイドラインについて（平成11年1月20日付け11施指第4号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。ただし、同規定中、随意契約を行おうとする場合の事前の大臣官房文教施設企画・防災部への協議は不要とする。

この場合において、これらの規定中、「会計法令」及び「会計法」並びに「予算決算及び会計令」を「会計規程等」、「大臣官房文教施設企画部」を「大臣官房文教施設企画・防災部」と読み替えるものとする。

## 第7章 工事請負契約等関係

### (競争入札参加者注意書)

第51条 工事の請負契約において一般競争を行う場合の入札その他の取扱いについては、別に定める競争入札参加者注意書によるものとする。

### (消費税の税率の改正等に係る取扱い)

第52条 消費税の税率の改正等に伴う入札及び契約等の取扱いについては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて(平成31年3月28日付け30文科施第563号文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「会計法令」及び「予算決算及び会計令」を「会計規程等」と読み替えるものとする。

### (設計変更のガイドライン)

第53条 工事請負契約における設計変更のガイドラインについては、文部科学省発注工事請負契約における設計変更ガイドラインについて(令和5年3月14日付け4文科施第560号文教施設企画・防災部長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

### (単品スライド条項の運用)

第54条 主要な工事材料の著しい価格変動に対応する措置(以下「単品スライド条項」という。)の運用については、工事請負契約基準第26第5項の運用について(令和4年6月30日付け4施企第11号文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

### (インフレスライド条項の運用)

第55条 賃金等の変動に対応する措置(以下「インフレスライド条項」という。)の運用については、賃金等の変動に対する工事請負契約基準第25第6項の運用について(平成26年2月4日付け25施企第33号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

### (工事関係保険)

第56条 工事請負契約の締結において、受注者に工事目的物及び工事材料等に生じた損害を保険によって補うために建設工事保険等の付保を求めるときの取扱いについては、工事関係保険について(平成12年3月31日付け施指第49号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「契約担当官等」を「契約担当役」と、「請負者」を「受注者」と読み替えるものとする。

### (工事名称の表示)

第57条 工事名称の表示方法については、工事名称の表示について(平成4年2月14日付け4施指第9号監理室長通知)の規定を準用するものとする。ただし、国有財産法関連の規定は

適用しないものとする。

(設計業務委託特記仕様書書式)

第58条 設計業務委託における特記仕様書の書式については、文部科学省設計業務委託特記仕様書の改定について(平成31年2月20日付け30施参事第47号文教施設企画・防災部参事官通知)の規定を準用するものとする。

(建築士法第22条の3の3に定める記載事項)

第59条 設計業務受託契約又は工事監理業務受託契約の締結に際して書面に記載し、当事者が署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない事項については、建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続について(平成27年6月23日付け27施企第13号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(現場説明書書式)

第60条 工事における現場説明書の書式については、現場説明書書式について(令和5年3月14日付け4施企第43号文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。ただし、契約保証に係る事項については、実施細則の定めるところによる。

この場合において、同規定中、「歳入歳出外現金出納官吏」を「出納命令役」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「会計法」を「会計規程等」と、「国庫」を「振興会」と読み替えるものとする。

2 設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について(令和5年3月29日付け4施企第48号文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。ただし、契約保証に係る事項については、第5条に規定する設計業務委託契約要項の定めるところによる。

この場合において、同規定中、「歳入歳出外現金出納官吏」を「出納命令役」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と、「官職」を「役職」と読み替えるものとする。

3 工事監理業務委託における現場説明書の書式については、工事監理業務委託現場説明書書式について(令和5年3月29日付け4施企第49号文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。ただし、契約保証に係る事項については、前項に規定する工事監理業務委託契約要項の定めるところによる。

この場合において、同規定中、「歳入歳出外現金出納官吏」を「出納命令役」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と、「官職」を「役職」と読み替えるものとする。

(工事監督技術基準及び工事検査技術基準)

第61条 工事の請負契約における監督及び検査の実施については、「工事監督技術基準」及び「工事検査技術基準」について(平成23年3月31日付け22文科施第726号文教施設企

画部長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「文部科学省所管」を「振興会」と、「契約事務取扱規則」及び「文部省発注工事請負等契約規則」を「会計規程等」と、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(工事請負代金債権の譲渡)

第62条 下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡の承諾等に係る取扱いについては、下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について(平成20年11月4日付け20文科施第346号文教施設企画部長、会計課長通知)及び下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の事務取扱いについて(平成20年11月4日付け20施企第21号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「契約担当官等」及び「支出官」並びに「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「会計規程等」と読み替えるものとする。

2 地域建設業経営強化融資制度による工事請負代金債権の譲渡の承諾等に係る取扱いについては、地域建設業経営強化融資制度について(平成20年11月4日付け20文科施第345号文教施設企画部長、会計課長通知)及び地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて(平成20年11月4日付け20施企第20号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「契約担当官等」及び「支出官」並びに「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「会計規程等」と読み替えるものとする。

(設計及び監理業務に係る委託報酬額)

第63条 設計業務及び工事監理業務の委託報酬額の算出については、国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬額の算出について(平成21年5月15日付け21文科施第6071号文教施設企画部長通知)及び設計等の業務の発注における国土交通大臣の定める業務報酬基準の活用等について(平成27年7月9日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長事務連絡)の規定を準用するものとする。

## 第8章 代価の支払い

(前払金保証法)

第64条 前払金の支払いに係る取扱いについては、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)(以下「前払金保証法」という。)及びこれに基づく政令を適用するものとする。

(前金払)

第65条 前払金保証法第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)により前払金の保証がされた請負代価の前金払の範囲及び割合については、本条の各項各号

に掲げるとおりとする。

- 2 工事における前金払について、範囲は第1号、割合は第2号の規定によるものとする。
  - (1) 一件の請負代金が1,000万円以上で、かつ、工期が3か月以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
  - (2) 請負代価の10分の4以内。ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。
- 3 設計又は調査における前金払について、範囲は第1号、割合は第2号の規定による。
  - (1) 一件の請負代価が1,000万円以上で、かつ、工期が3か月以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。
  - (2) 請負代価の10分の3以内。ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。
- 4 測量における前金払について、範囲は第1号、割合は第2号の規定によるものとする。
  - (1) 一件の請負代価が1,000万円以上で、かつ、工期が3か月以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。
  - (2) 請負代価の10分の3以内。ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。

（中間前金払）

第66条 保証事業会社により中間前払金の保証がされた請負代価の中間前金払の範囲、割合及び支払いの条件については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中間前金払を実施できる範囲は、一件の請負代金が3,000万円以上で、かつ、工期が6か月以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 中間前金払を実施できる割合は、請負代価の10分の2以内
- (3) 支払いの条件は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること、及び工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であるこ

と。

(国庫債務負担行為に基づく契約の場合の前払金等)

第67条 保証事業会社により前払金の保証がされた国庫債務負担行為に基づく請負代価の前払金等については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前払金は、国庫債務負担行為に基づく契約額について、各年度の支払計画に応ずる各年度の工事出来高予定額による年割額を定め、各年度ごとの当該予定額に毎年度文部科学大臣が財務大臣に協議して定める前払金の割合に乗じた額について、各年度ごとについてするものとする。ただし、契約を締結した年度の次年度以降の分について、前年度における国庫債務負担行為に係る支出予算の繰越額がある場合の前払金の支払時期は、当該支出予算の繰越額に相当する部分の事業が完成した後においてするものとする。

(2) 国庫債務負担行為に基づく契約について、前払保証期間が二事業年度にわたり、15か月を超えない場合で、かつ、当該期間について前払保証がなされている場合においては、第一年次の支出予算の範囲内で契約年度において、当該保証期間における工事完成予定額に、毎年度文部科学大臣が財務大臣と協議して定める前払金の割合に乗じた額についてすることができるものとする。

(3) 国庫債務負担行為に基づく契約にかかる工事代価の部分払についても、独立行政法人日本芸術文化振興会契約事務取扱規則第26条の規定により部分払することができるものとする。

(国庫債務負担行為に基づく契約事務)

第68条 国庫債務負担行為に基づく契約事務については、国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱いについて(昭和39年8月25日付け省施第15号管理局長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「請負者」を「受注者」と読み替えるものとする。

(工事既済部分出来形査定要領)

第69条 部分払を行う場合の工事の出来形の査定については、工事既済部分出来形査定要領の改訂について(平成3年3月25日付け文施指第47号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「請負者」を「受注者」と読み替えるものとする。

## 第9章 適正な施工体制の確保等

(適正な施工体制の確保)

第70条 施工体制を適切に把握するための点検その他の必要な措置については、工事現場における適正な施工体制の確保等について(平成13年5月31日付け13文科施第62号文教施設部長通知)及び工事現場における施工体制の点検要領の運用について(平成14年1月24日付け13施企第34号監理室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「契約担当官」を「契約担当役」と読み替えるものと



する。

(技術者等の適正な配置)

第71条 工事における主任技術者、監理技術者及び現場代理人の適正な配置については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月8日付け15施企第33号文教施設部施設企画課監理室長事務取扱施設企画課長送付）及び監理技術者制度運用マニュアルの改正等について（平成28年12月26日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長事務連絡）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「請負者」を「受注者」と読み替えるものとする。

2 建設工事の技術者の専任等に関する取扱いについては、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成25年2月7日付け24受施企第30号文部科学省文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）、主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について（平成21年7月3日付21施企第3号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）、主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）（平成30年12月12日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長事務連絡）及び現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月24日付け23受施企第11号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「請負者」を「受注者」と読み替えるものとする。

3 建設工事の適正な工期設定に関する取扱いについては、「建設工事における適正な工期設定のためのガイドライン」改訂について（各文部科学省独立行政法人外宛て）（平成30年7月3日付け30受施企第7号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）及び文部科学省直轄工事における余裕期間制度の活用について（通知）（令和2年3月3日付け元施企第32号文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(社会保険未加入対策)

第72条 建設業者の社会保険等未加入対策に関する取扱いについては、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による建設業における社会保険等未加入対策の徹底について（平成25年10月25日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長事務連絡）、建設業者の社会保険等未加入対策について（平成30年3月20日付け29文科施第374号文教施設企画部長通知）及び工事費内訳明細書の提出について（平成30年8月30日付け30施企第20号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

(工事成績評定)

第73条 受注者の適正な選定を図るため、工事が完成したときに施工状況及び目的物の品質等について評定を行うものとし、その実施については、工事成績評定要領の改正について（平成20年1月17日付け19文科施第370号文教施設企画部長通知）及び工事成績評定実施規定の一部改正について（平成22年3月31日付け21施企第57号文教施設企画部

施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「請負者」を「受注者」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「会計規程等」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行)

第73条の2 建設キャリアアップシステム活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事の試行については、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行について(令和5年7月21日付け大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長事務連絡)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「文部科学省」を「振興会」と読み替えるものとする。

(技術検査要領)

第74条 工事成績評定における技術的検査の実施については、技術検査要領の制定について(平成19年3月29日付け18文科施第625号文教施設企画部長通知)及び技術検査要領の運用について(平成19年3月29日付け18施企第67号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「文部科学省」を「振興会」と、「会計法令」を「会計規程等」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「請負者」を「受注者」と読み替えるものとする。

(設計業務成績評定)

第75条 設計業務の適正な履行を確保するため、業務が完了したときに業務の実施状況及び業務目的の達成度等について評定を行うものとし、その実施については、設計業務成績評定要領の制定について(平成20年1月17日付け19文科施第369号文教施設企画部長通知)及び設計業務成績評定実施規程について(平成20年1月17日付け19施企第28号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(工事成績評定等評価委員会の設置等)

第76条 受注者が成績評定の内容について説明を求めた場合の回答に係る審議を行う工事成績評定等評価委員会の設置については別に定める。

2 前項の回答を受けた者が再説明を求めた場合においては、その回答に関し文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部に設置される工事等成績評定審査委員会に審議を依頼できるものとする。

(施工体制台帳の作成等)

第77条 適正化法の規定に基づき、受注者から発注者への提出が義務付けられている施工体制台帳の作成等に係る指針については、施工体制台帳の作成等についての改正について(平成

13年4月13日付け13国文科第3号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(一括下請負の禁止)

第78条 振興会が発注する工事における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(平成13年4月13日付け13国文科第2号文教施設部長通知)及び一括下請負の禁止等について(平成28年10月28日付28受文科第340号文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。

(暴力団排除規定の準用)

第79条 振興会が発注する建設工事及び設計・コンサルティング業務における暴力団排除に関する取り組みについては、建設業からの暴力団排除の徹底について(昭和61年12月18日付け国会第95号会計課長通知)、文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進について(令和4年3月15日付け3文科第462号文教施設企画・防災部長通知)、文部科学省発注工事等からの暴力団排除に係る手続について(令和4年3月15日付け3施企第31号文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知)及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第11条に関する手続について(平成27年2月27日付け26施企第41号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

この場合において、これらの規定中、「文部科学省」及び「文部科学省発注部局」を「振興会」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と、「請負者」を「受注者」と、「文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成20年4月15日付け20文科第14号文教施設企画部長通知)」を「文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進について(令和4年3月15日付け3文科第462号文教施設企画・防災部長通知)」と読み替えるものとする。

(建設業退職金共済制度)

第80条 建設業退職金共済制度に関する取扱いについては、建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保について(平成27年10月6日付け27受施企第14号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)及び建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(令和3年4月6日付け文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長事務連絡)の規定を準用するものとする。

(建設産業における生産システムの合理化への配慮)

第81条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化指針について(平成3年3月1日付け国施第6号文教施設部長通知)の規定に配慮するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則(令和5年11月10日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。